

## 婚礼利用助成事業

### 1 内 容

組合員及びその子が京都宿泊所を婚礼利用する場合、次のとおり助成します。

区 分	助 成 額
婚礼利用	婚礼に要した費用（消費税相当額を含む）の20%（千円未満を切り捨て）。 ただし、上限を250,000円までとする。

### 2 対 象

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員（任意継続組合員を含む。）及びその子（新郎・新婦共に組合員又はその子である場合、それぞれに助成します。）

### 3 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 4 利用手続

京都宿泊所に婚礼利用助成届書（第1号様式）を提出してください。  
その際に必ず組合員証を提示してください。

### 5 助成方法

京都宿泊所に対し婚礼に要した費用を支払う際に、助成額を控除してお支払いただきます。

助成額については、直接当支部から京都宿泊所に支払います。

#### <利用例>

A 婚礼に要した費用	1,296,000円（消費税込み）
B 助成額20%（千円未満切り捨て）	250,000円（最大25万円まで）
C 差引支払額 A-B	1,046,000円（組合員の支払額）